

議案第 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年(2013年)2月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

- 1 公の施設の名称 宝塚市営住宅
- 2 指定管理者となる団体 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号  
日本管財株式会社  
代表取締役 福 田 慎太郎
- 3 指 定 の 期 間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

議案第 号

公の施設の指定管理者の指定について  
地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第1項～第5項 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

## 宝塚市営住宅指定管理者候補者の選定について

市営住宅管理の指定管理者について、平成 20 年 10 月から導入していますが、現在の指定管理者の指定期間が平成 25 年 3 月 31 日で満了となることから、同年 4 月 1 日以降の指定管理者候補者につきまして、宝塚市営住宅指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査の結果、別添の選定結果報告書の通り下記の団体を指定管理者候補者として決定いたします。

### <平成 24 年 12 月市議会での否決後の対応について>

今回の選定は、市営住宅指定管理者の指定の議案が平成 24 年 12 月市議会にて否決された事を受け対応方針を検討し決定した上で実施したものです。

対応方針の検討にあたり、条例上可能な対応案として、最終的に下記 3 案について検討を行いました。

1. 公募による指定管理者の選定
2. 市直営による管理運営
3. 非公募による指定管理者の選定

上記 3 案について検討した結果、入居者への混乱を最も少なく抑え、かつ、現サービスを継続して提供可能である対応として、「現指定管理者を非公募にて選定する」方針を採用することとしました。

なお、指定管理者については原則公募により選定されるべきであることから、今回の非公募による指定管理期間については 1 年間とし、平成 26 年 4 月 1 日以降の指定管理者については公募により選定することといたします。

### 記

#### 1. 指定管理者候補者として選定した団体

- (1) 団体名称 日本管財株式会社
- (2) 代表者職氏名 代表取締役社長 福田 慎太郎
- (3) 本社所在地 兵庫県西宮市六湛寺町 9 番 16 号

#### 2. 指定期間 平成 25 年 4 月 1 日 ~ 平成 26 年 3 月 31 日 (1 年間)

#### 3. 選定した団体の評価の合計点 557 点 (600 点満点)

※ 評価項目ごとの評価点については、別添の選定結果報告書中の評価表を参照

#### 4. 選定理由について

申請書類及びヒアリング審査を実施した結果、事業計画書の内容について、現行の指定管理者として蓄積した経験や実績に基づく具体的な取組みが示されており、ヒアリング審査においてそれらの取組みについて実現性が高いことが確認できたので、当該団体が指定期間内において市営住宅の管理運営が適正に実施可能であると判断し、上記の通り指定管理者候補者に選定した。

## 5. 選定に至る経過について

日 程	実施事項	内 容
12月28日(金)	第6回選定委員会	募集要項・選定基準等の検討及び決定
1月18日(金)	第7回選定委員会	応募書類の確認、ヒアリング審査 指定管理者候補者の選定

## 6. 選定委員

野崎 隆一（委員長、一級建築士）

藤本 佳子（副委員長、千里金蘭大学名誉教授）

戎 正晴（弁護士）

大門 吉俊（公認会計士）

豊川 花子（市営住宅入居者選考委員長）